

街路樹維持管理指針 (素案)

令和4年11月

足立区都市建設部

東部道路公園維持課

西部道路公園維持課



はじめに

足立区では、魅力のある緑を実感できるまちづくりを推進するため、「歩きたくなる」水と緑のネットワークづくりの一環として花の名所や並木道、遊歩道、親水緑道などを結ぶ「歩きたくなる」ルートの設定を進めています。「歩きたくなる」ルートのひとつになりうる道路の緑は安全面の確保と良好な景観の形成などに重要な役割を担っています。

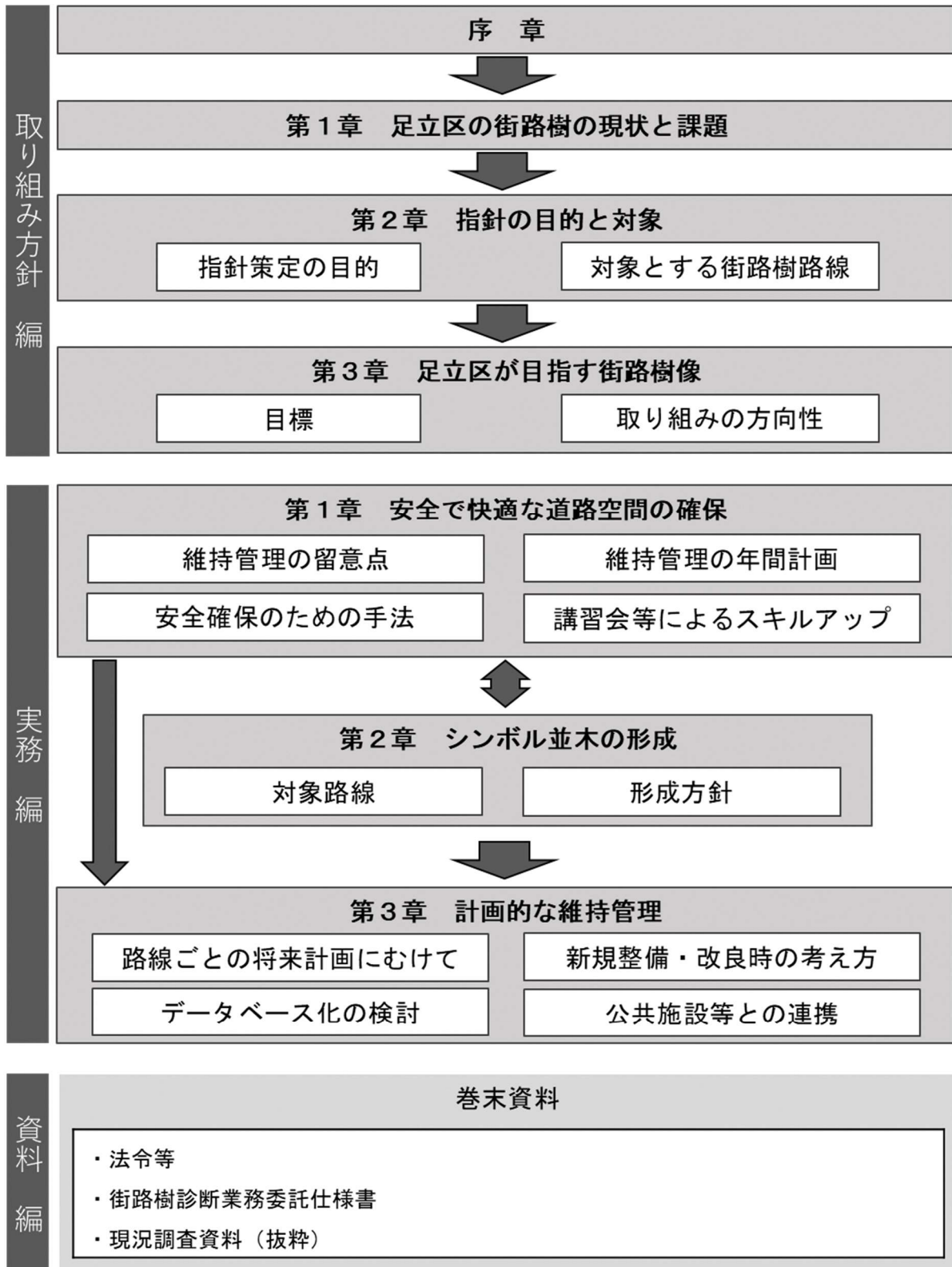
本指針は、緑の基本計画などと整合を図りつつ、公園など沿道の緑や周辺のまちづくりの視点も取り入れ、より快適な通行空間を形成する道路の緑づくりに取り組むために策定するものです。

今後、緑の基本計画の見直しや改定があった際には、その内容を踏まえ、必要に応じて本指針も見直しを行います。

目次

取り組み方針 編	1
序 章	2
第1章 足立区の街路樹の現状と課題	3
1 道路の現状	3
2 現況調査結果	5
3 区内の街路樹の課題	7
第2章 指針の目的と対象	10
1 策定の目的	10
2 対象とする街路樹路線	10
3 足立区のシンボルとなる並木（路線）の考え方	11
第3章 足立区が目指す街路樹像	12
1 目標	12
2 取り組みの方向性	12
実務 編	15
第1章 安全で快適な道路空間の確保	16
1 安全確保の視点から道路管理者が実施すべきこと	16
2 安全確保のための手法	16
3 維持管理の年間計画	17
4 講習会等によるスキルアップ	17
第2章 シンボル並木の形成	18
1 対象路線	18
2 路線ごとのシンボル並木形成方針	18
第3章 計画的な維持管理	19
1 路線ごとの将来計画	19
2 データベース化の検討	19
3 道路の新規整備・改良時の考え方	19
4 公共施設等の沿道の緑地空間との連携	19
資料編	20

指針全体構成図



取り組み方針 編

本編では、街路樹の現状や課題を整理し、足立区が目指す街路樹像と安全で快適な道路の緑づくりに取り組む方向性を示します。

序 章



区では、持続可能で安心して住み続けられるまちづくりに向け、SDGs（持続可能な開発目標）¹を重要な指針のひとつとして施策を展開しています。街路樹をはじめとする道路の緑もその一端を担い、安全で快適な道路環境をサポートする以下のような役割があります。

● 良好な景観や賑わいの形成

樹形、花や実などが街並みに統一感を与え、道路沿道空間を彩り、季節感やうるおいをもたらすとともに、地域資源、観光資源として賑わいの創出、まちのシンボルとしての役割が期待できます。



● 地球環境への配慮、貢献

枝や葉が道路に緑陰を形成し夏の日差しを和らげ、周囲の気温上昇を抑えることでヒートアイランド現象の緩和が期待できます。また、鳥や虫などの生き物の移動場所や生息場所として生物多様性にも貢献できます。



● 交通安全の確保と防災性の向上

樹木により車と歩行者の分離が図れ、並木効果による運転者の視線誘導やヘッドライトの防眩効果により交通安全性の向上に役立ちます。また、街路樹は、火災時の熱吸収・低減による延焼防止や地震時の家屋倒壊防止の効果があります。



本指針で主に関連する
SDGsの目標



¹ SDGs（エスディーゼーズ）とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標のこと。

第1章 足立区の街路樹の現状と課題



1 道路の現状

(1) 足立区内の道路の分類

足立区内の道路には、足立区が管理する道路（区道）のほか、国や東京都が管理する道路もあります。区道の総延長は約965kmで、区内の道路延長の90%以上を占めています。国道や都道に比べ幅の狭い道路が多く、日常生活を支える地域に根づいた道路となっています。

(2) 街路樹がある区道の状況

街路樹などの道路緑化された区道は約187kmで、区道延長の約19%を占めています。北千住駅東口ロータリーから続く電大通りのケヤキ並木や、まちづくりと連携して新たに整備された江北地区の東京女子医大通りの緑地などは、快適な通行と良好な景観とが両立した魅力的な道路空間として地域に親しまれています。

表 街路樹がある区道の現況

路線数 ²	延長	街路樹の本数	年間維持費
約420路線	約187km(19.3%)	約19,000本	約3.2億円



電大通り



東京女子医大通り

(3) 植栽形態

道路の緑化の対象は、歩道に設けられる植樹帯や植樹柵の他、中央分離帯などがあります。ここには、街路樹³だけでなく、低木や地被植物、つる植物やそれらを組み合わせて植樹される場合があります。

足立区が管理する道路の緑には次ページ表のような植栽形態があります。

² 維持管理の管轄ごとにつけている路線名の数のため、道路の数とは異なる。

³ 道路用地内に植栽されている低木を除く樹高1m以上の樹木のこと。

表 区道の主な植栽形態

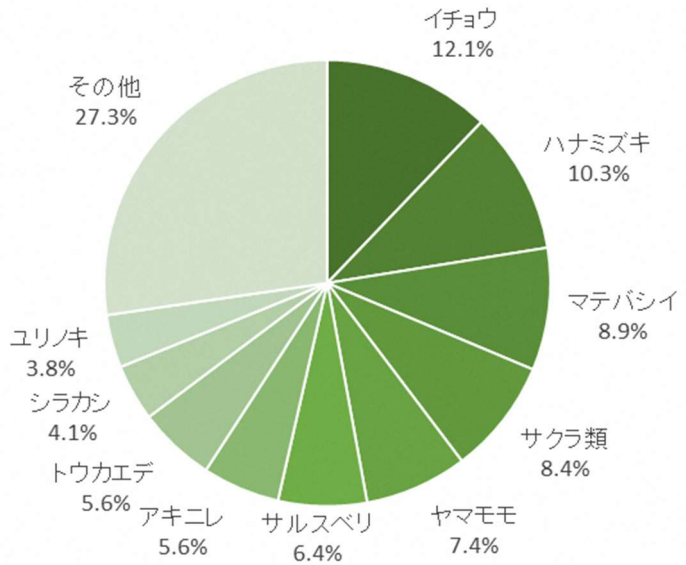
歩道植樹帯・植樹樹	
<p>高木のみ（植樹樹）</p> 	<p>高木＋低木／低木のみ（植樹帯）</p> 
<p>生垣</p> 	<p>つる植物</p> 
その他	
<p>中央分離帯</p> 	<p>緑道</p> 
<p>駅前広場（ロータリー）</p> 	<p>交通島など</p> 

2 現況調査結果

(1) 街路樹の種別割合

足立区が管理する道路に植栽されている街路樹は、イチョウ、ハナミズキ、マテバシイ、サクラ類、ヤマモモが多く、これら5樹種で全体の約50%を占めています。

	樹種	区分	本数
1	イチョウ	落葉	2,310
2	ハナミズキ	落・花	1,961
3	マテバシイ	常緑	1,686
4	サクラ類	落・花	1,591
5	ヤマモモ	常緑	1,415
6	サルスベリ	落・花	1,221
7	アキニレ	落葉	1,067
8	トウカエデ	落葉	1,064
9	シラカシ	常緑	782
10	ユリノキ	落葉	729
	その他	-	5,190
	計		19,016



※区分 落葉/落：落葉樹、常緑：常緑樹、花：花を楽しめる種類

図 樹種別の本数と割合（上位10種）



(2) 道路幅員

歩道植樹帯・植樹柵の植栽形態の道路で、植栽部分を除いた歩道幅員の60%以上が、車いす同士でもすれ違いやすい幅とされる2mに満たない状況です。

表 街路樹のある道路の歩道幅員

道路幅員	路線数	延長(km)	歩道幅員	路線数	延長(km)
16m超	28	18.0	2m以上	23	15.5
			2m未満	5	2.6
12m~16m	87	67.8	2m以上	47	32.7
			2m未満	40	35.2
12m未満	207	84.3	2m以上	50	17.1
			2m未満	157	67.2
合計	322	170.1	2m以上	120	65.2(38.3%)
			2m未満	202	104.9(61.7%)

※幅員は、各路線の標準的な1か所で測定した数値

(3) 区民等からの要望対応

令和元年度から令和3年度に道路の維持管理部署へ寄せられた要望のうち、街路樹に関する要望は約500件で、要望全体の約17%を占めています。

内訳は、剪定要望が最も多く、その理由は、通行や見通し阻害、繁茂、落ち葉などです。要望に対応するため、樹木の生育に悪影響を及ぼす可能性のある適期以外の剪定や、樹形を悪くしてしまう強い剪定を実施せざるを得ない現状となっています。

表 区民からの要望内容の内訳

要望内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
道路の舗装・振動等	329件	417件	319件	1065件
交通安全施設関連	359件	235件	161件	755件
その他(清掃、問合せ等)	353件	268件	162件	783件
街路樹	193件	211件	135件	539件
合計	1,234件	1,131件	777件	3,142件

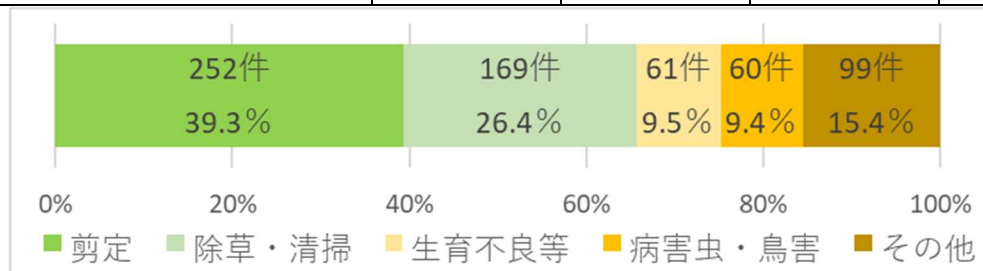


図 街路樹に関する要望の内訳 (令和元年度から令和3年度)⁴

⁴ 1件で複数の要望がある場合、要望ごとに集計したため、表と図の合計件数が異なる。

3 区内の街路樹の課題

(1) 安全な通行環境が確保されていない

【管理上の問題】

- 街路樹の枝葉が道路に張り出し信号や標識が確認できない。
- 強く切る剪定をくり返すことで、樹木が弱って幹や根元など低い位置から枝が発生しやすくなり、通行障害や見通し障害を引き起こしている。

【構造上の問題】

- 樹木の根により歩道の舗装や植樹枠が持ち上がり、段差が生じている。
- 狭い歩道にも植栽されていることで、すれ違いにくいなど通行を障害している。
- 街路樹の枝葉により安全な高さ（空間）⁵が確保できていない場合がある。



信号機を隠す枝葉



枝による見通し障害



根による舗装や縁石の持ち上がり



狭い歩道の街路樹

⁵ 道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐために定められた、構造物を配置してはいけない一定の幅と高さの範囲。建築限界という。車道では4.5m、歩道では2.5mの高さが規定されている。

(2) 景観を損ねる街路樹となっている

【管理上の問題】

- 落ち葉などの陳情対応のため太い枝を切り詰める強剪定を行う場合がある。
- 枝葉が民地に越境しないよう片側だけ切り詰める場合がある。
- 強剪定や片側剪定により、本来の樹形が損なわれてしまう。

【構造上の問題】

- 狭い歩道に大木となる樹種を植えていることで枝葉が民地に越境しやすい。
- 信号機や標識などの交通安全施設や街路灯などと近接していることで、支障となる枝を強く切る必要がある。
- 樹木の上に架線が通り、樹木を高く育てることができない場合がある。
- 道路整備当時の基準でつくられた狭い歩道は、木が枯れた際に新たな樹木を植えられないが、他の元気な樹木まで撤去するわけにはいかないため街路樹と空枠が混在する不揃いな景観になっている。

【予算上の問題】

- 大きな木が枯れた際に大規模工事が必要で根を抜くことができず、切り株を残さざるを得ない。



強剪定した街路樹



樹形の損なわれたイチョウ



住宅へ伸びた枝葉



新たに植栽できない狭い歩道

(3) 公園、公共施設の樹木と街路樹のバランスが悪い

【管理上の問題】

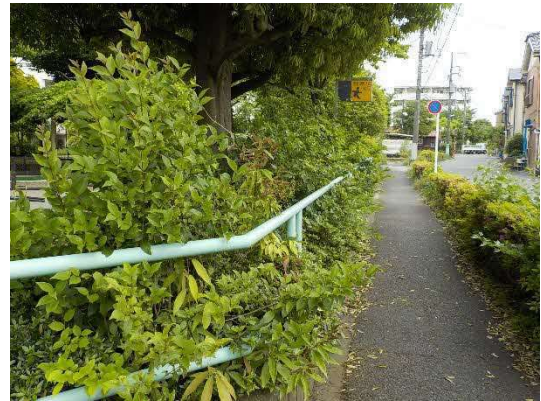
- 剪定時期のずれなど維持管理の連携が図れていない。

【構造上の問題】

- 木が重なりあうことで相互の樹木の生育に影響を及ぼしている場合がある。
- それぞれが独立した設計で一体感のない空間が散見される。



街路樹と公園の高木が競合



圧迫感のある狭い歩道の両側植栽

第2章 指針の目的と対象



1 策定の目的

第三次足立区緑の基本計画(令和2年12月策定)において、区内の骨格となりえる「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築のために、快適な歩行区間を形成する街路樹の育成に取り組む方向性が示されています。

一方、街路樹の現状からは、日常の維持管理では解決が難しい道路の構造上の課題も多く、街路樹の育成と安全面の両立のために、今後の街路樹のあり方について、区全体から見た整理が必要となっています。

本指針では、緑の基本計画などとの整合を図りつつ、道路空間の特性に応じた維持管理の考え方や、新規道路整備・改修時の樹種選定、植栽方法などの方向性を定めます。

2 対象とする街路樹路線

足立区が管理している若しくは今後管理する予定の街路樹をはじめとする道路緑化に資する植栽のある路線すべてとします。

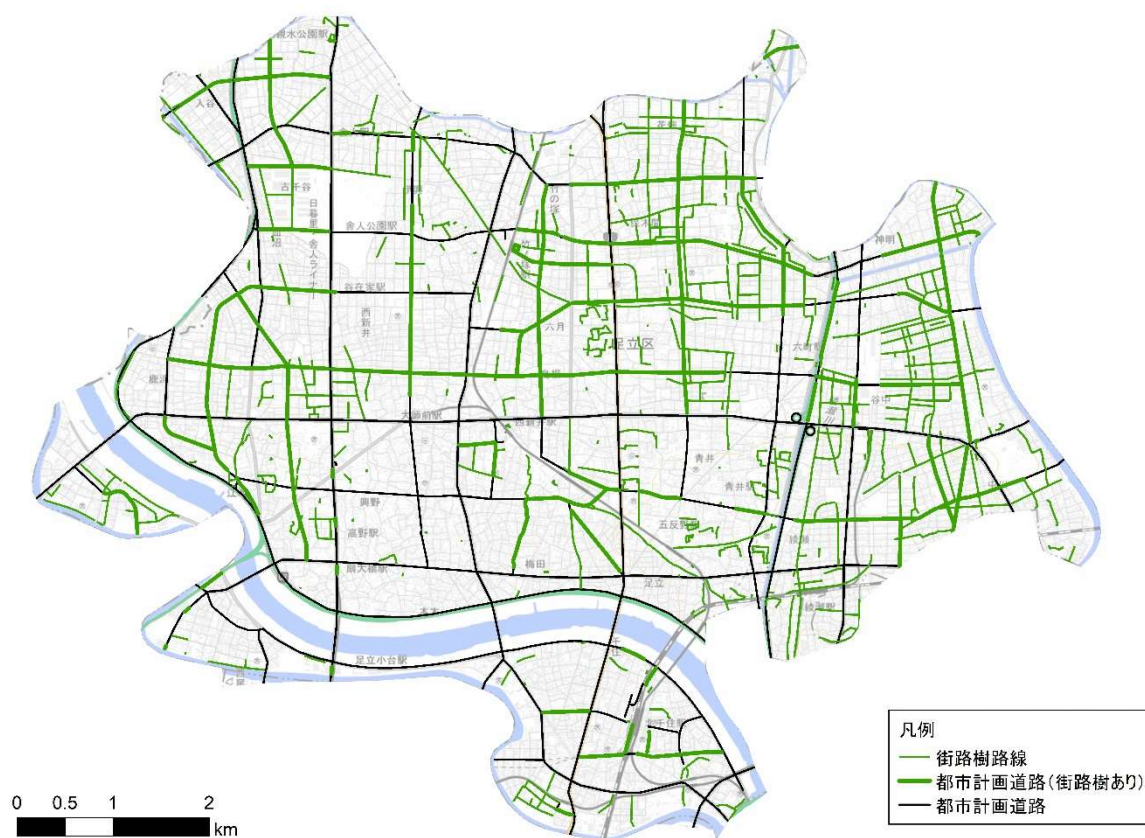


図 足立区の管理する街路樹路線

3 足立区のシンボルとなる並木（路線）の考え方

地域に親しまれている路線や緑の基本計画等に位置づけのある路線など、区のシンボル並木となりうる路線には、次のようなものがあります。

(1) 足立区の木「サクラ」の並木

路線：約20路線、延長約9km

現状：地域のシンボルとして親しまれている一方、特に本数の多いソメイヨシノは、老朽化や病気・虫により弱っている木も多く、街路樹診断士による診断や回復処置を進めている路線もあります。

(2) 「歩きたくなる」ルートに位置付けられている路線

路線：第三次足立区緑の基本計画「歩きたくなる」ルートの一部
10路線、延長約4.4km

現状：まちづくりと一体で整備された広い歩道の路線や車の通らない緑道など歩きやすい路線もある一方、狭い歩道や根で持ち上がる舗装などにより安全な通行が妨げられている路線や、落ち葉や鳥害などの対応による強い剪定で美しい並木となっていない路線もあります。

(3) 都市計画道路⁶

街路樹のある路線：約80路線⁷、約60km

現状：足立区内の都市計画道路⁸の計画延長は約161kmで、そのうち整備区間延長は約125km（約78%）です。民地への車の乗り入れ部や電線共同溝等の地下埋設物が複雑に入り組んでいることから、植樹帯のような連続した緑化が難しく、植樹帯が点在して設置されている路線もあります。

⁶ 「都市計画法」により、都市施設として定められている道路のこと。都市計画道路の整備に当たっては、植樹帯の設置などにより、道路の緑化が図られる。

⁷ 維持管理上、ひとつの都市計画道路に複数の路線名をつけている場合があるため、都市計画道路の数とは異なる。

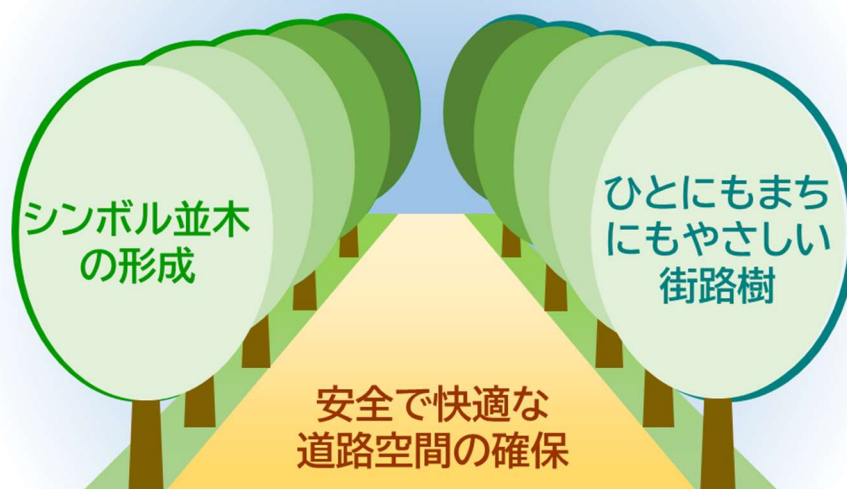
⁸ 計画延長と整備区間延長に、区道以外の道路も含む。

第3章 足立区が目指す街路樹像



1 目標

区の誇りとなり、歩きたくなる
心地よい緑の空間づくり



2 取り組みの方向性

(1) 安全で快適な道路空間を確保する

- 維持管理の基準の共有化

道路が安全に通行できることは最も重要な維持管理の基本事項です。本指針では、街路樹の維持管理に携わる職員や委託業者等が共通認識を持って日常の維持管理を行えるよう、法律等で定められている基準を整理しわかりやすくまとめます。

- 安全確保のための手法の活用

安全の確保が難しい場合の対応策として、大径木や樹勢の悪い樹木の更新、根上がり対策、街路樹診断の活用を推進します。

- 維持管理の年間計画

夏場の緑陰形成など快適な道路空間となるよう、維持管理の年間計画をたてるほか、公園の除草や剪定と時期をあわせるなど一体的な管理にも取り組みます。

- 職員や委託業者等のスキルアップ

街路樹剪定士による講習会の実施などを通じて知識と技術の向上に努めます。

(2) 区の顔となるシンボル並木を形成する

● 重点的に取り組む路線の位置づけ

地域ごとに足立区の顔となるシンボル並木の形成を目指して重点的に取り組む路線を位置づけます。緑の基本計画で「歩きたくなる」ルートに位置付けられている道路や駅前の街路樹がある道路などから選定し、樹種や道路形態に応じた路線ごとの目標樹形・維持管理計画を設定します。

● 地域に親しまれるシンボル並木を目指す

区民や地域住民の誇りとなり、「歩きたくなる」道路空間とするには、季節を感じられる美しい樹形の並木の形成が必要です。しかし、既に樹形が悪くなっている樹木を美しい樹形に戻すためには、時間や手間がかかります。

日常の維持管理だけでは解決できない課題には、樹木の更新や樹種変更、道路形態の見直しなど、道路構造の改良も含めて課題解決に取り組み、長く地域に親しまれるシンボル並木の形成を目指します。

(3) ひとつにもまちにもやさしい街路樹を計画的に維持管理する

● 路線ごとの将来計画

シンボル並木に位置づけた路線での取り組みを参考に、その他の路線も順次、将来目標を設定します。その際、ユニバーサルデザインの考え方や周辺の土地利用の状況なども踏まえ、構造上の課題への対応や他の緑で街路樹の機能を代替できる場合などは、街路樹を設けない選択肢も検討します。

● 計画的・効率的な維持管理手法の検討

街路樹台帳を活用し、維持管理情報を記録し引き継ぐことで計画的な維持管理に取り組んでいきます。より効率的な維持管理のため、GISなどデータベース化も先進自治体の取り組みを参考に検討します。

● 足立区の環境にあう街路樹の選定

新しく整備される路線や、課題対応のために樹種を変更する場合に、生育環境や道路形態にあう樹種を選定できるよう、おすすめの樹種・避けるべき樹種の整理を行い、無理なく維持管理ができる街路樹の形成を目指します。

● その他の公共施設等との連携

幅員の狭い歩道では、公園外周部と道路を一体利用できるように整備を行うなど、その他の公共施設とも連携して安全面の確保と良好な景観形成の両立に取り組み、道路空間の快適性の向上を目指します。

実務 編

本編では、道路（街路樹）に関連する業務に携わる職員や委託業者等が共通認識を持って日常の維持管理や道路整備・改良などに取り組めるよう、取り組み方針編で示す取り組みの方向性に沿って、具体的な内容を示します。